

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	国民年金被保険者等所得情報等の提供事業における項目追加について
--------	---------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◇第11条第2項第5号（目的外利用）
- ◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課： 健康部 医療保険年金課 年金係）

事業の概要

事業名	国民年金被保険者等所得情報等の提供
担当課	健康部 医療保険年金課
目的	国民年金保険料未納者対策の基礎資料とするため
対象者	社会保険庁から提供依頼のあった国民年金被保険者 (当該被保険者に世帯主、配偶者がある場合は世帯主・配偶者)
事業内容	<p>新宿区では、社会保険庁の依頼に基づき、国民年金保険料未納者対策のため、被保険者の所得情報の提供を平成16年度より行っている。当初は税務課において紙により提供していたが、現在は、医療保険年金課が、新宿社会保険事務所から送付される提供依頼対象者を収録した電磁的媒体に、税務課の保有する収入等の情報を目的外利用する形で収録し、完成した提供用データを同社会保険事務所に外部提供している。</p> <p>平成20年度には、提供の依頼を6回受け、46,684件の情報を提供した。</p> <p>提供を受けた情報は、国民年金保険料未納者に対する保険料の免除勧奨、納付督促、強制徴収の基礎資料として利用されている。</p> <p>社会保険庁は平成22年1月に日本年金機構へ移行する。社会保険庁長官が行っている区市町村への資料提供の求めは厚生労働大臣が行うこととなるが、改正後の国民年金法では、この権限に係る事務を機構に行わせることとなっている。従って、現在区が社会保険庁に提供している国民年金被保険者等の情報も、移行後は日本年金機構に提供することとなる。</p>

件名 国民年金被保険者に係る税務情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	税務課	利用課	医療保険年金課
登録業務の名称	特別区民税・都民税	登録業務の名称	国民年金被保険者等所得情報等の提供
登録業務の目的	特別区民税・都民税の賦課徴収のため	登録業務の目的	提供用データを作成するため
登録業務に係る個人情報の記録媒体	電子媒体(ホストコンピュータ)	登録業務に係る個人情報の記録媒体	電子媒体(ホストコンピュータ)
目的外利用を行う理由	<p>国民年金保険料未納者対策のため。</p> <p>なお、社会保険庁への所得情報提供については、平成16年度より税務課において紙媒体により行っていたが、平成18年度からは、同庁からの依頼により、対象者の抽出方法を変更し、提供項目を追加(税の申告・未申告区分の有無、国民年金保険料全額免除該当の可否)のうえ、国保年金課(当時)を窓口として磁気媒体によって提供するようになった。</p> <p>今年度になり、扶養親族等の情報について追加提供の協力依頼があったが、これによりきめ細かい免除勧奨が可能となると思われるため、依頼のあった項目を追加するものである。</p>		
目的外利用を行う情報項目	<p>提供依頼のあった国民年金被保険者(当該被保険者に世帯主、配偶者がある場合は当該世帯主、配偶者)の収入〔課税履歴情報＝前年所得、控除後の所得(所得は国民年金法施行令第6条の11及び国民年金法施行令第6条の12により計算された額)、税の申告・未申告の区分、<u>控除対象配偶者、扶養親族、老人控除対象配偶者、老人扶養親族、及び特定扶養親族の数、障害者又は寡婦への該当の可否</u>(以上、当該被保険者に世帯主、配偶者がある場合は当該世帯主、配偶者のものを含む)〕※ 下線部は今回の追加項目</p>		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	電磁的媒体(光磁器ディスク(MO))		
目的外利用の時期・期間	平成22年1月1日 以降継続		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		

件名 国民年金被保険者等所得情報等提供における免除勸奨実施のためのシステムの修正 について

保有課 (担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民年金被保険者等所得情報等の提供
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 日本年金機構から提供依頼のあった国民年金被保険者 (当該被保険者に世帯主、配偶者があ る場合は世帯主、配偶者)</p> <p>2 記録項目 日本年金機構から提供依頼のあった国民年金被保険者の基礎年金番号、住所、氏名、電話 番号、収入【課税履歴情報＝前年所得、控除後の所得 (所得は国民年金法施行令第6条の11 及び国民年金法施行令第6条の12により計算された額)、税の申告・未申告の区分、<u>控除対 象配偶者、扶養親族、老人控除対象配偶者、老人扶養親族、及び特定扶養親族の数、障害者 又は寡婦への該当の可否</u>(以上、当該被保険者に世帯主、配偶者があ る場合は当該世帯主、配 偶者のものを含む)、国民年金保険料全額免除該当の可否 (収入履歴により計算して判定する) ※ 下線部は今回の追加項目</p> <p>3 記録するコンピュータ ホストコンピュータ</p>
新規開発・追加・ 変更の理由	<p>社会保険庁への国民年金保険料未納者対策のための所得情報提供については、平成16年度 より税務課において紙媒体により行っていたが、平成18年度からは、社会保険庁からの依頼 により、対象者の抽出方法を変更し、提供項目を追加 (税の申告・未申告の区分、国民年金 保険料全額免除該当の可否) のうえ、国保年金課 (当時) を窓口として磁気媒体によって提 供するようになった。</p> <p>今年度になり、扶養親族等の情報について追加提供の協力依頼があったが、これによりき め細かい免除勸奨が可能となると思われるため、依頼のあった項目を追加するものである。</p>
新規開発・追加・ 変更の内容	<p>現在、社会保険庁が提供依頼対象者を収録のうえ送付した電磁的媒体 (MO) に、基礎年金 番号をキーに新宿区の情報と突合し、一致した被保険者、被保険者の配偶者、世帯主につい て、各所得金額、控除後の所得金額、税の申告・未申告の区分、国民年金保険料全額免除該 当の可否を収録している。</p> <p>今回、これに加え、被保険者等の控除対象配偶者、扶養親族、老人控除対象配偶者、老人 扶養親族、及び特定扶養親族の数、障害者又は寡婦への該当の可否についての情報項目を追 加する。</p>
開発等を委託する 場合における個人 情報保護対策	
新規開発・追加・ 変更の時期	平成22年1月提供開始予定